

福祉・介護職員等処遇改善加算の「見える化要件について」

当該加算算定あたっては、下記の要件を満たしている必要があります。

- 1 現行の介護職員処遇改善加算を取得していること。
- 2 介護職員処遇改善加算の職場環境要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- 3 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

3の「見える化」要件とは、加算の算定要件で介護サービス情報公開制度や自社ホームページでの賃金改善以外の処遇改善取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づいた当社における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、下記の通り公表いたします。

・職場環境等要件についての取り組み

入職促進に向けた取組

・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

腰痛を含む心身の健康管理

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上のための業務改善の取組

・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

やりがい・働きがいの醸成

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善